

田川広域水道企業団公告第6号

田川広域水道企業団ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年6月24日

企業長 原 口 正 弘



1 目的

現在公開している田川広域水道企業団のホームページは、公開から数年がたち、求められるユーザビリティ、アクセシビリティを満足することが困難になってきている。また、令和5年4月1日から事業統合を行い、今後はより一層わかりやすい情報提供が求められることになる。

そのため、ホームページをCMS（Content Management Systemの略。以下同じ。）にリニューアルすることにより、これらの課題を解決し、より満足度の高い情報提供に努めるため、ホームページのリニューアルを行うと同時にCMSの入替え業務を行う会社として最も適した者（以下、「優先交渉権者」という。）の選定を行うことを目的とする。

2 業務名

田川広域水道企業団ホームページリニューアル業務委託

3 業務概要

- (1) ホームページのリニューアル
- (2) トップページ、サブページ、各記事ページ等のひな型の作成
- (3) 現行ホームページのデータ移行
- (4) CMSシステムの入替え
- (5) 職員研修の実施
- (6) ホームページの解析

4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 見積限度額

6,050,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 選定に係る事務局

田川広域水道企業団 経営企画課 経営企画係

7 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を企業団との間で直接締結できる民間業者、団体であること。
- (2) 田川広域水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（令和5年告示第12号）及び構成団体の指名停止の措置要領等による指名停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 地方公共団体又はそれに準ずる団体のホームページをCMSによりリニューアルした実績があり、かつ、同ホームページの保守管理業務の実績があること。

8 委託業務に係る事前説明会

事前説明会は実施しない。

9 プロポーザル参加申込

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要関係書類（様式第1号の2）
- ウ 実績調書（様式第2号）
- エ 実績調書における契約書等の写し
- オ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- カ 財務諸表の写し（直近決算のもの）
- キ 納税証明書（法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税）
- ク 役員等調書及び照会承諾書
- ケ 印鑑登録証明書の写し

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和6年7月16日（火）15時まで

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。）

1 0 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年7月5日(金) 17時まで
- (2) 提出方法 「質問書(様式第3号)」による
- (3) 質問に対する回答 令和6年7月10日(水)に当企業団ホームページに掲載する。

1 1 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 提出部数10部
- イ CMS機能要件チェックシート(様式第4号) 提出部数1部
- ウ 提案見積書(任意様式) 提出部数1部
- エ 積算内訳書(任意様式) 提出部数1部

(2) 提出期限 令和6年7月25日(木) 17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。)により、必要書類を添えて提出すること。

1 2 公募型プロポーザル実施要領、業務委託仕様書、提出書類等の閲覧・入手方法

田川広域水道企業団ホームページ(<https://www.tksk.or.jp>)に掲載する。

1 3 審査方法

田川広域水道企業団ホームページリニューアル業務委託プロポーザル審査委員会において、企画提案書、プレゼンテーションの内容及びヒアリングにより審査する。

- (1) 審査予定日 令和6年7月31日(水)
- (2) 審査会場 田川広域水道企業団 会議室(田川市役所別館 会議室)
- (3) 結果通知

評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定するとともに、次点以降の交渉権者を選定し、審査を受審したすべての提案者に最終結果を通知する。

1 4 提案者多数の場合

提案者多数の場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)への参加者を絞ることがある。この場合、提案者に対して、令和6年7月26日(金)を目途に文書で審査結果を通知する。

1 5 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 出席者数 1提案者につき3名以内とする。

- (2) プレゼンテーションの時間は、1 提案者につき、30 分以内とし、別途 10 分程度の質疑応答時間を設ける。

1.6 プロポーザル参加の辞退

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、優先交渉権者が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、事務局に「参加辞退届（様式第 5 号）」を提出すること。

1.7 失格条項

次の各号のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
- (2) 審査委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると企業長が判断したとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと企業長が判断したとき
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき

1.8 受託者の決定

優先交渉権者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、田川広域水道企業団契約事務規則の規定により、速やかに業務委託契約の手続きを進めるものとする。

なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

また、優先交渉権者との協議が整わないとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点以降の交渉権者と契約の手続きを進めるものとする。

1.9 その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案者は、1 つの提案しかできない。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (4) 提出された参加申込書及び提案書については、田川広域水道企業団情報公開条例（平成 31 年条例第 5 号）に基づき、提出書類を公開することがある。

- (5) 審査委員会の会議については非公開とする。
- (6) 審査結果について一切の異議申し立てはできないものとする。
- (7) プロポーザルの参加並びに資料の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (8) 契約締結後の事前研修及び事務引継については、委託者と受託者で別途協議する。